

千葉県あんしんケアセンター運営方針 新旧対照表（案）

新	旧
令和6年度 千葉県あんしんケアセンター運営方針 I あんしんケアセンター設置の目的 本市では、<u>令和7（2025）年及び令和22（2040）年</u>を見据え、『千葉県高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）（以下「介護保険事業計画」という。）』に基づき、高齢者が周囲の支えにより自立し、できる限り元気で、生きがい・尊厳のある暮らしを<u>送る</u>ことができるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを<u>包括的及び継続的に</u>提供する「地域包括ケアシステム」の<u>深化</u>・推進に取り組む。 あんしんケアセンターは、各担当圏域における地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置している。 なお、「地域包括ケアシステムの<u>深化</u>・推進」にあたっては、本運営方針のほか、介護保険事業計画に基づき推進が図られるよう、積極的なアウトリーチにより、地区特性や地域の実情を踏まえたニーズを<u>掘り起こし</u>、<u>地域づくり</u>等の活動に取り組む。	令和5年度 千葉県あんしんケアセンター運営方針 I あんしんケアセンター設置の目的 本市では、<u>今後、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年</u>を見据え、<u>中長期的な視点で、本市が推進すべき超高齢社会対策を取りまとめた指針『千葉市中長期的な高齢者施策の指針【平成28～37年度】（以下「指針」という。）』及び『千葉県高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）（以下「介護保険事業計画」という。）』</u>に基づき、高齢者が周囲の支えにより自立し、できる限り元気で、生きがい・尊厳のある暮らしを<u>する</u>ことができるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを<u>継続して</u>提供する「地域包括ケアシステム」の<u>構築</u>・推進に取り組む。 あんしんケアセンターは、各担当圏域における地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置している。 なお、「地域包括ケアシステムの<u>構築</u>・推進」にあたっては、本運営方針のほか、<u>指針及び介護保険事業計画に基づき</u>推進が図られるよう、積極的なアウトリーチにより、<u>各地域における地区特性や地域の実情を踏まえたニーズの掘り起こしや地域づくり</u>等の活動に取り組む。

新	旧
Ⅱ あんしんケアセンターの位置づけ (略) Ⅲ 地域包括ケアシステムの<u>深化・推進に向けた取組み</u> <u>削除</u> 1 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の促進 「セルフケアの推進」、「閉じこもりの防止」、「自主活動グループの育成」等の視点を持ち、各保健福祉センターを<u>はじめ</u>、地域の関係者（団体）と連携して、地域毎に効果的な方法で介護予防の<u>取組み</u>や、高齢者が安心して生活ができるよう見守り体制の構築等を推進する。 特に、地域住民が歩いて通える範囲に、人と人の繋がりによる「住民主体の通いの場・<u>交流の場</u>」が展開されていくよう、行政・民生委員・町内自治会・社協地区部会などの関係者（団体）及び、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと密に連携し、情報収集及び情報発信に努めるとともに、市民の自主的な活動が活発に行われるよう働きかけを行う。 2 在宅医療・介護連携の推進 (略) 3 認知症施策の推進 <u>「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念及び</u>	Ⅱ あんしんケアセンターの位置づけ (略) Ⅲ 地域包括ケアシステム構築に向けた基本方針 <u>あんしんケアセンターは、地域包括ケアシステムを推進するうえで、下記に掲げた項目に取り組む。</u> 1 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の促進 「セルフケアの推進」、「閉じこもりの防止」、「自主活動グループの育成」等の視点を持ち、各保健福祉センターを<u>始め</u>、地域の関係者（団体）と連携して、地域毎に効果的な方法で介護予防の<u>取り組み</u>や、高齢者が安心して生活ができるよう見守り体制の構築等を推進する。 特に、地域住民が歩いて通える範囲に、人と人の繋がりによる「住民主体の通いの場」が展開されていくよう、行政・民生委員・町内自治会・社協地区部会などの関係者（団体）及び、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーと密に連携し、情報収集及び情報発信に努めるとともに、市民の自主的な活動が活発に行われるよう働きかけを行う。 2 在宅医療・介護連携の推進 (略) 3 認知症施策の推進

新	旧
<u>本市の策定する「認知症施策推進計画」に基づき、認知症の人やその家族が希望をもって地域の中で暮らし続けられる社会を目指し、次の（１）～（６）の取組みを行う。</u> （１） 認知症の人やその家族の身近な相談窓口として、ちば認知症相談コールセンター、認知症疾患医療センターやサポート医、かかりつけ医と連携を図り支援するとともに、認知症に関する地域の理解を深めるために認知症サポーターの養成に積極的に取り組む。 （２） 認知症初期集中支援チーム<u>をはじめとする関係機関</u>との協働により、認知症の早期発見・早期対応を推進する。 （３）～（６） （略） Ⅳ 具体的な事業運営について （略） １ 第１号介護予防支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。<u>また、指定介護予防支援事業所に対し、適宜必要な支援を行う。</u> <u>あわせて</u>、より自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを目指し、「地域コミュニティの中での孤立や閉じこもり予防」「社会参加」「生きがづくり」等についても配慮し、住民主体の通	（１） <u>「認知症になっても安心して暮らせるまち」</u>を目指し、認知症の人やその家族の身近な相談窓口として、ちば認知症相談コールセンター、認知症疾患医療センターやサポート医、かかりつけ医と連携を図り支援するとともに、認知症に関する地域の理解を深めるために認知症サポーターの養成に積極的に取り組む。 （２） 認知症初期集中支援チームとの協働により、認知症の早期発見・早期対応を推進する。 （３）～（６） （略） Ⅳ 具体的な事業運営について （略） １ 第１号介護予防支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。 <u>また</u>、より自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを目指し、「地域コミュニティの中での孤立や閉じこもり予防」「社会参加」「生きがづくり」等についても配慮し、住民主体の通

新	旧
いの場・<u>交流の場</u>やその他のインフォーマルサービス等も、生活支援コーディネーターと連携し、個々のニーズに合わせて活用する。 なお、ケアマネジメント実施にあたっては、介護予防支援と一体的に実施するとともに、住民主体の通いの場・<u>交流の場</u>の利用を推進する。 2 総合相談支援 (1) ・ (2) (略) (3) 総合相談支援事業を適切に行うため、<u>包括3職種の専門性を活かしたチームアプローチ</u>や地域におけるネットワークを活用するとともに、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、地域住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行い、個々の状況に応じた支援を行う。 (4) ～ (7) (略) 3 権利擁護 (略) (1) (略) (2) 成年後見制度等の活用 「千葉県成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、行政及び関係機関と連携しながら成年後見制度の利用促進に取り組むと<u>ともに</u>、制度を必要とする方が適切に利用できるよう支援を行う。 ア・イ (略)	の場 やその他のインフォーマルサービス等も、生活支援コーディネーターと連携し、個々のニーズに合わせて活用する。 なお、ケアマネジメント実施にあたっては、介護予防支援と一体的に実施するとともに、住民主体の通いの場の利用を推進する。 2 総合相談支援 (1) ・ (2) (略) (3) 総合相談支援事業を適切に行うため、地域におけるネットワークを活用するとともに、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、地域住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行い、個々の状況に応じた支援を行う。 (4) ～ (7) (略) 3 権利擁護 (略) (1) (略) (2) 成年後見制度等の活用 「千葉県成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、行政及び関係機関と連携しながら成年後見制度の利用促進に取り組むと<u>共に</u>、制度を必要とする方が適切に利用できるよう支援を行う。 ア・イ (略)

新	旧
ウ 制度の利用においては、本人に身近な親族や、保健・医療・福祉・地域の関係者及び、後見人等が<u>権利擁護支援チーム</u>となり、地域ケア会議や担当者会議等も活用し、支援関係者間の連携強化を図り、本人の見守りや状態に応じた支援を行う。 (3) (略) 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援 (略) (1) 関係機関との連携体制構築・強化 ア (略) イ 地域の高齢者の把握及び適切な支援とネットワーク活用 あんしんケアセンターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域の情報の収集や実態把握を行い、支援を必要とする高齢者を早期に発見し適切な支援を行うとともに、把握した情報をもとに地域の課題を分析し、関係機関や関係者に提示する等、解決に向けて積極的に取り組む。 なお、高齢者の支援や地域での<u>取組み</u>にあたっては、上記アのネットワークを活用する。 (2) 地域ケア会議の実施 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムを<u>深化・推進</u>するため、千葉市地域ケア会議運営要綱に基づき次のア～エを実施する。 なお、あんしんケアセンターは地域ケア会議での検討を行うため、必要に応じて関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求められるよう、日頃から協力	ウ 制度の利用においては、本人に身近な親族や、保健・医療・福祉・地域の関係者及び、後見人等が<u>チーム</u>となり、地域ケア会議や担当者会議等も活用し、支援関係者間の連携強化を図り、本人の見守りや状態に応じた支援を行う。 (3) (略) 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援 (略) (1) 関係機関との連携体制構築・強化 ア (略) イ 地域の高齢者の把握及び適切な支援とネットワーク活用 あんしんケアセンターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域の情報の収集や実態把握を行い、支援を必要とする高齢者を早期に発見し適切な支援を行うとともに、把握した情報をもとに地域の課題を分析し、関係機関や関係者に提示する等、解決に向けて積極的に取り組む。 なお、高齢者の支援や地域での<u>取り組み</u>にあたっては、上記アのネットワークを活用する (2) 地域ケア会議の実施 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムを構築するため、千葉市地域ケア会議運営要綱に基づき次のア～エを実施する。 なお、あんしんケアセンターは地域ケア会議での検討を行うため、必要に応じて関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求められるよう、日頃から協力

新	旧
体制の確保に努める。 各地域ケア会議の開催頻度については、表1を目安とする。 ア～ウ （略） エ 地域課題の分析及び解決のための地域ケア会議 個別事例の地域ケア会議、自立支援を強化するための地域ケア会議の結果や統計・調査結果・総合相談の傾向等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行う。必要に応じ、地域包括ケアシステムの<u>深化・推進</u>に必要なサービスや支援等を抽出し、社会資源開発や政策形成への提言を行う。 開催にあたっては、保健福祉センター高齢障害支援課と事前に協議し、効果的な運営を図る。 表1 （略） (3)・(4) （略） (5) 介護支援専門員に対する支援 ア・イ （略） ウ 支援困難事例等への対応及び介護支援専門員の資質向上・支援に関する<u>取組み</u>を行う際は、必要に応じて、<u>関係機関と連携して行う。</u> 5 一般介護予防事業 効果的な介護予防の推進に向け、保健福祉センター等との連携を強化する。 <u>また</u>、高齢者の健康増進・フレイル予防の<u>取組み</u>が進むよう、関係機関との協働や、ICT の積極的な活用などにより、地域活	体制の確保に努める。 各地域ケア会議の開催頻度については、表1を目安とする。 ア～ウ （略） エ 地域課題の分析及び解決のための地域ケア会議 個別事例の地域ケア会議、自立支援を強化するための地域ケア会議の結果や統計・調査結果・総合相談の傾向等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行う。必要に応じ、地域包括ケアシステム構築に必要なサービスや支援等を抽出し、社会資源開発や政策形成への提言を行う。 開催にあたっては、保健福祉センター高齢障害支援課と事前に協議し、効果的な運営を図る。 表1 （略） (3)・(4) （略） (5) 介護支援専門員に対する支援 ア・イ （略） ウ 支援困難事例等への対応及び介護支援専門員の資質向上・支援に関する<u>取り組み</u>を行う際は、必要に応じて、<u>保健福祉センター高齢障害支援課及び地域包括ケア推進課に配置される主任介護支援専門員や在宅医療・介護連携支援センターに相談する。</u> 5 一般介護予防事業 効果的な介護予防の推進に向け、保健福祉センター等との連携を強化する。 <u>コロナ禍においても、高齢者の健康増進・フレイル予防の取り組み</u>が進むよう、関係機関との協働や、ICT の積極的な活用など

新	旧
動の継続を支援する。 (1) 介護予防普及啓発 元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組むきっかけとなるように、高齢者だけでなく、その家族や様々な関係者への働きかけや連携により、地域全体への介護予防の普及啓発に努め、広く介護予防事業への参加を促す。 また、基本チェックリストやいきいき活動手帳等を活用し、高齢者が自身の状況を知り自ら積極的に介護予防に取り組めるように「セルフケア・セルフマネジメント」の手法を伝えるとともに、地域参加や生きがいがいづくりにつながるよう、各保健福祉センターや生活支援コーディネーター、<u>コミュニティソーシャルワーカー</u>など^と協力し、地域のサロンや自主グループなどの情報を市民に提供できる体制を整備する。 (2) 地域介護予防活動支援 地域において、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、第2層生活支援コーディネーターを中心に、各保健福祉センターやコミュニティソーシャルワーカーなどと協力し、介護予防に資する地域活動組織を発掘し、育成及び支援を行う。 特に、地域住民が歩いて通える範囲に、人と人の繋がりによる多種多様な「住民主体の通いの場・<u>交流の場</u>」が展開され、活動が継続するよう、地域におけるネットワークを活用しながら地域づくりに取り組む。 V～VI (略)	により、地域活動の継続を支援する。 (1) 介護予防普及啓発 元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組むきっかけとなるように、高齢者だけでなく、その家族や様々な関係者への働きかけや連携により、地域全体への介護予防の普及啓発に努め、広く介護予防事業への参加を促す。 また、基本チェックリストやいきいき活動手帳等を活用し、高齢者が自身の状況を知り自ら積極的に介護予防に取り組めるように「セルフケア・セルフマネジメント」の手法を伝えるとともに、地域参加や生きがいがいづくりにつながるよう、各保健福祉センターや生活支援コーディネーター<u>や、</u>コミュニティソーシャルワーカーと協力し、地域のサロンや自主グループなどの情報を市民に提供できる体制を整備する。 (2) 地域介護予防活動支援 地域において、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、第2層生活支援コーディネーターを中心に、各保健福祉センターやコミュニティソーシャルワーカーなどと協力し、介護予防に資する地域活動組織を発掘し、育成及び支援を行う。 特に、地域住民が歩いて通える範囲に、人と人の繋がりによる多種多様な「住民主体の通いの場」が展開され、活動が継続するよう、地域におけるネットワークを活用しながら地域づくりに取り組む。 V～VI (略)

新	旧
Ⅶ 効果的なセンター運営の継続 地域包括ケアシステムを<u>深化・推進</u>していくために、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすあんしんケアセンターの安定的・継続的な事業運営を行う。 (1) ～ (3) (略) (4) あんしんケアセンターは、センターの円滑な利用やその<u>取り組み</u>に対する理解が促進されるよう、業務内容や運営状況等を幅広く周知するよう努める。 また、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」も活用しながら、あんしんケアセンターの情報を地域住民等に向けて公表する。 (5) ～ (7) (略) Ⅷ 個人情報の取扱い (略) (1) <u>個人情報の保護に関する法律及び千葉県個人情報の保護に関する法律施行条例等の関係規定</u>を遵守する。 (2) ～ (4) (略) Ⅸ～Ⅹ (略)	Ⅶ 効果的なセンター運営の継続 地域包括ケアシステムを<u>構築</u>していくために、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすあんしんケアセンターの安定的・継続的な事業運営を行う。 (1) ～ (3) (略) (4) あんしんケアセンターは、センターの円滑な利用やその<u>取り組み</u>に対する理解が促進されるよう、業務内容や運営状況等を幅広く周知するよう努める。 また、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」も活用しながら、あんしんケアセンターの情報を地域住民等に向けて公表する。 (5) ～ (7) (略) Ⅷ 個人情報の取扱い (略) (1) <u>千葉県個人情報保護条例</u>を遵守する。 (2) ～ (4) (略) Ⅸ～Ⅹ (略)